

リトルシニア東関東支部内規

(根拠)

第1条 本内規は、リトルシニア東関東支部規定第25条に基づき定める。

(他チームの活動本拠地からの入部)

第2条 他チームの活動本拠地からの入部については、リトルシニア関東連盟規定細則第5条第3項及び第4項の主旨に則り、以下のとおり執り行う。

(1) 他チームの活動本拠地から入部希望者がある場合は、当該選手及び保護者に居住する地区に活動本拠地チームがあることを説明する。

また、活動本拠地チームの事務局長に入部希望者があることを速やかに連絡する。

(2) 当該選手及び保護者の意思が固い場合は活動本拠地以外のチームへの入部を認める。

ただし、千葉県内の3ブロックにおいては、毎年9月末までに活動本拠地チームの事務局長へ、決められた様式により一括して報告する。

(審判講習会)

第3条 審判部が主管となり、年1回以上審判技術向上を目的とした講習会を行う。

2 講習会に掛かる費用は、原則各チームの参加費で賄う。

なお、止むを得ず支出超過の場合は、その取り扱いについて理事会で協議する。

(大会の運営)

第4条 競技部は、春季及び秋季支部大会の使用グラウンドについて決定し、各チームに連絡する。

2 競技部は天気予報、グラウンド状態及び日程などを勘案して協議の上、中止または変更、待機などを決定し、各チームに連絡する。

3 第1試合のチームは、当該地区が雨の場合でも、事前に連絡がない限り所定の時間までに試合会場に集合しなければならない。

集合しなかったチームは特段の事情がない限り不戦敗とする。

(帯同審判員)

第5条 各チームは、あらかじめ要請された審判員数を帯同しなければならない。

(派遣審判員)

第6条 各チームから1名以上の審判を事前に支部に登録し、春季及び秋季支部大会など必要な大会において当該登録審判員の中から、審判部長が試合日ごとに若干名を各試合会場に派遣する。

これを派遣審判員という。

(試合結果の報告)

第7条 グランド責任者は、各試合終了と同時に競技部の当該大会責任者に結果を報告するとともに、当日の試合結果を所定の用紙に記載の上、あらかじめ指定した箇所へ報告する。

(グラウンド使用料等)

第8条 グラウンド使用料として、ビジターチームがグラウンド提供チームに対し、1試合につき1,000円を支払う。

2 大会にて使用するボールは原則として対戦チーム同士が拋出し、使用済みのボールはグラウンド使用料の一部として、グラウンド提供チームに提供する。

なお、ロージンはグラウンド提供チームが用意する。

3 有料グラウンドを使用する場合で、試合数×2,000円で当該グラウンド使用料が賄えない場合は、不足分について5,000円を限度にグラウンドを提供したチームが所属するブロックが補助する。

(審判員の弁当代)

第9条 各チームは、春季及び秋季支部大会において、指示された人数の派遣審判員の弁当代として、一人当たり600円をグラウンド提供チームに支払う。

2 グラウンド提供チームは、依頼された数の500円程度の弁当代を購入し、残額は飲み物、茶菓子代の一部に充てる。

3 グラウンド提供チームは当該弁当代の領収書を発行する。

(審判員の交通費)

第10条 各チームは、春季及び秋季支部大会において、派遣審判員の交通費として、大会終了後支部が発行する請求書に従って、1試合当たり1,000円を支払う。

(支部役員等の弁当代)

第11条 支部及び連盟の役員等の弁当代は、グラウンド提供チームが審判員と同等の弁当代を購入し、後日領収書等を添えて所属するブロックに一人当たり600円請求する。

(広報部の業務)

第12条 広報部は次の業務を行う。

- (1) 支部のホームページの管理
- (2) 広報ポスター等の作成
- (3) その他、支部の広報に関する事業

(附則)

この内規は 平成23年1月15日から施行する。